

保健教育・保健管理に関する調査事業 審査基準

1. 採択案件の決定方法

事業の予算の範囲内であることを前提とし、提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計の平均点及び委員の付した意見を総合的に勘案して決定する。

2. 審査方法

事業実施計画書に基づき、審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に実施計画の詳細に係る追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価項目及び得点配分

評価は、次頁の評価項目及び得点配分票をもとに行い、各委員が付した意見を総合的に勘案して行う。

保健教育・保健管理に関する調査事業に関する
評価項目及び得点配分票

＊：必須の項目 ●：価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の実施方針〔50点〕	25	25
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	10
	＊1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性が取れていること。	5	
	＊1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕	5	10
●	1-2 実施方法の妥当性・独創性	10	10
	＊1-2-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。 〔事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕	5	10
	＊1-2-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。	5	
●	1-3 事業計画の妥当性、効率性	5	5
	＊1-3-1 事業計画の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業計画の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力〔25点〕	15	10
	2-1 組織の類似業務の経験	—	4
	2-1-1 過去に学校保健における類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	4
	2-2 組織の業務遂行能力	15	4
	＊2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕	10	2
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	—	2
	＊2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3 業務に当たってのバックアップ体制	—	2
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。	—	2
	3 業務従事予定者の経験・能力〔20点〕	10	10
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験	—	5
	3-1-1 過去に学校保健における事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の事業に関する専門知識・適格性	10	5
	＊3-2-1 事業に関する知識・知見を有していること。	10	
	3-2-2 事業に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5

	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		} 5